

北朝鮮による日本人拉致問題の解決のため経済制裁の延長等を求める意見書

平成20年6月の日朝実務者協議において、北朝鮮より拉致問題の再調査を行う旨の表明があり、同年8月の協議において調査目的及び具体的な態様が合意され、北朝鮮が拉致問題の解決に向け具体的な行動をとるための拉致被害者に関する全面的な調査を行うこととなった。

しかしながら、同年9月には、北朝鮮より一方的に、日本の政情をかんがみ、調査委員会の立ち上げを差し控える旨の通報があり、その後も合意事項が実施されない状況の中で、10月には、米国政府が北朝鮮へのテロ支援国家指定を解除し、拉致問題の進展に大きな影響を与えていた。

現在、日本政府は、北朝鮮籍船舶の入港禁止措置及び北朝鮮からのすべての品目の輸入禁止措置を行っているが、その期限が平成21年4月13日に到来するため、現状を踏まえれば、引き続き経済制裁を延長し、北朝鮮に対して圧力をかけ続けることが不可欠である。

今般、クリントン米国国務長官は、北朝鮮による日本人拉致被害者の家族と面会し、拉致問題への理解を示したところであるが、日本人拉致被害者を一日も早く救出するためには、米国や韓国をはじめ国際社会に対して強い支持と協力を求め、国際社会と協調して圧力をかけていくことが必要である。

よって政府は、拉致被害者の生存情報など情報収集活動を一層強化するとともに、北朝鮮による日本人拉致問題の解決に向けて、経済制裁を含めた積極的な行動を進められるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月24日

内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
拉致問題担当大臣

殿

神奈川県議会議長